

公務員コース（警察官・消防官への道）

警察官、消防官（消防士）の採用試験等につき、大まかに説明します。

警察官の場合、行政機関に所属する公務員であるとともに、法執行官でもあります。犯罪の防止、犯罪捜査など、個人の権利を制約する権限行使を行います。したがって、法執行を行う上でどのような場合に（要件の充足）、どのような処分（権限行使）を行うことができるのかについて、理解しておくことが重要です。

警察官採用試験に合格すると、現場への配属前に、警察学校（大学卒の場合は6カ月間）において警察官に必要な基礎知識・技術などを学びます。

警察官の主な職務を考えると、大学において刑事法に関する科目を勉強しておくことをお勧めします。

警察官採用試験の筆記試験は、教養試験と論作文試験の2つがあります。

教養試験では、文章理解、判断推理、数的処理などの一般的知識が問われます。また、論作文試験においては、課題が示され、その課題について作文を行い、その構成・内容などが評価されます。（なお、令和7年度からは、教養試験または適性試験（SPI3）のいずれかの選択制となる予定です。）

消防官（消防士）は、各自治体の地方公務員です。消防官（消防士）採用試験に合格すると、消防学校に入学（6か月間）します。

消防学校においては、公務員として知っておくべき法律に関する知識や、火災の原因や消火訓練や心肺蘇生などを勉強します。

消防官（消防士）は、地方公務員ですから、公務員として必要な法的知識を大学において勉強しておくことは、消防学校入学後の勉強にも役立ちます。

消防官（消防士）採用試験については、筆記試験として、「一般知能科目（資料読み取り問題、数的処理、文章理解）」、

「一般知識科目（社会科学、人文科学、自然科学）」及び「論作文試験」があります。

両者の採用試験に共通するものとしては、文章理解、数的処理、論作文などが挙げられますので、法律の勉強をきちんとすることにより、文章を読み理解する力、文章を分かり易く書く力を養うように心がけましょう。また、数的処理については、公務員教養科目を履修して、試験対策に万全を期して下さい。

履修モデル

	必修・選択必修	選択	演習科目
1年春学期	憲法Ⅰ（人権）④ 民法Ⅰ（総則）④		オリエンテーションゼミ②
1年秋学期	憲法Ⅱ（統治）④ 民法Ⅳ（債権各論）④ 刑法Ⅰ（総論：必履修）④	裁判法②	基礎演習②
2年春学期	行政法Ⅰ（作用法：必履修）④ 刑法Ⅱ（各論）④ 民法Ⅱ（物権）④		
2年秋学期	行政法Ⅱ（救済法）④ 民法Ⅲ（債権総論）④		
3年春学期	刑事訴訟法④ 公務員教養Ⅰ② 公務員教養Ⅲ②	刑事政策④ 民法Ⅴ（親族）②	専門演習Ⅰ（通年）④
3年秋学期	公務員教養Ⅱ② 公務員教養Ⅳ②	犯罪心理学④ 少年法④ 民法Ⅵ（相続）②	
4年春学期			専門演習Ⅱ（通年）④
4年秋学期			